

## 時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、労働基準法第36条第1項に基づき、時間外労働及び休日労働に関し、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において「時間外労働」及び「休日労働」とは、次に掲げる労働をいう。

- 一 時間外労働とは、法定労働時間を超えて行う労働をいう。
- 二 休日労働とは、法定休日に行う労働をいう。

### （法定労働時間、法定休日）

第2条 第1条の法定労働時間とは、1日8時間、1週40時間までの労働をいう。

2 第1条の法定休日とは、週ごとの週休日のうちのいずれか1日をいう。

### （時間外労働及び休日労働をさせる必要のある業務の種類、職員数及び事由）

第3条 法人は、次のいずれかに該当するときは、時間外労働及び休日労働を命ずることができるものとする。時間外労働及び休日労働をさせる必要のある業務の種類ごとの職員数及び具体的事由は次のとおりとする。

- 一 庶務・経理 94名 業務の集中、教職員・学生募集、大学全体として行う各種業務への対応
- 二 施設管理 3名 業務の集中、施設の不具合への対応、電気設備点検への対応、大学全体として行う各種業務への対応
- 三 システム管理 5名 業務の集中、システムの更新・新規導入、システムの不具合への対応、大学全体として行う各種業務への対応
- 四 司書 2名 業務の集中、大学全体として行う各種業務への対応
- 五 教員 87名 オープンキャンパス、入試等業務等への対応

2 職員は、正当な理由がある場合には、時間外労働及び休日労働を拒むことができる。

### （時間外労働することができる限度時間）

第4条 時間外労働の限度は、次のとおりとする。

- 一 1日当たり5時間以内
- 二 1か月当たり45時間以内
- 三 1年当たり360時間以内

### （休日労働日数の限度）

第5条 休日労働日数の限度は、1か月当たり2日とする。

2 前項の規定において、労働させることができる労働時間は1日当たり7時間45分までとする。

### （限度時間を超える時間外労働）

第6条 法人は、次に掲げる業務の種類ごとの職員に次に掲げる具体的事由について第4条に定める限度時間を超えて臨時的に業務を命ずる必要がある場合には、1日当たり7時間45分、1か月当たり75時間、1年当たり630時間まで時間外労働を命ずることができる。ただし、限度時間を超えて時間外労働を命ずることができるのは、1年に6回までとする。

なお、時間外労働が1か月45時間を超えた場合または1年360時間を超えた場合の割増賃金率、時間外労働及び休日労働を合算した時間が1か月60時間を超えた場合の割増賃金率については、公立大学法人会津大学職員給与規程及び福島県の職員の給与の支給に関する規則によるものとし、超勤代休時間の指定については、公立大学法人会津大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程及び福島県

の職員の勤務時間、休暇等に関する規則によるものとする。

- 一 庶務・経理 94名 年度替りの時期の業務の集中、予算、決算、監査、学生募集、大学全体として行う各種業務への対応、突発的な業務への対応
  - 二 施設管理 3名 年度替りの時期の業務の集中、大規模な施設の不具合への対応
  - 三 システム管理 5名 年度替りの時期の業務の集中、システムの更新・新規導入、大規模なシステムの不具合への対応
  - 四 司書 2名 年度替りの時期の業務の集中、突発的な業務への対応
- 2 法人は、第3条第1項第2号に定める1か月の限度時間を超える時間外労働を命ずるときは、会津大学過半数代表者に対して限度時間を超える月ごとに、限度時間を超えることとなった職員名、延長理由等を36協定特別条項に基づく時間外労働延長通知書（様式第1号）により通知しなければならない。また、通知を受けた会津大学過半数代表者は、通知内容を確認しなければならない。

（時間外労働及び休日労働を合算した時間の上限）

第7条 法人が、時間外労働及び休日労働を命ずることができる時間外労働及び休日労働を合算した時間の上限は、次のとおりとする。

- 一 1か月当たり90時間
- 二 時間外労働及び休日労働を命ずる月の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外労働及び休日労働を合算した時間数は1か月当たりの平均で80時間までとする。ただし、2026年4月1日以降に命ずる時間外労働及び休日労働に限り適用する。

（職員の健康と福祉の確保）

第8条 法人は、限度時間を超えて労働させる職員に対する健康及び福祉を確保するために、次の措置を講ずるものとする。

- 一 1か月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた職員から産業医等の面接指導の申出があった場合は、職員に産業医等の面接指導を受けさせなくてはならない。
- 二 年次有給休暇使用計画書及び年次有給休暇時季指定簿を活用し、年次有給休暇のまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- 三 心とからだの健康問題について相談窓口を設置する。

（有効期間）

第9条 本協定は2026年4月1日から適用し、有効期間は2027年3月31日までとする。

2026年4月1日

公立大学法人会津大学理事長 東原 恒夫 印

会津大学過半数代表者 網谷 祐一 印

要請日 年 月 日

公立大学法人会津大学理事長 様

所 属 名  
命令権者職氏名 印

3.6 協定特別条項適用要請書

このことについて、時間外労働及び休日労働に関する労使協定書第6条第1項に基づく時間外労働の延長を要請します。

延長対象職員名			
1か月の法定時間外労働が 4.5時間を超える月	年 月	延長時間	1日7時間45分以内 月7.5時間以内
		年間累計 延長回数	回（上限6回）
1年の法定時間外労働が 360時間を超える時期	年 月	延長時間	年間630時間以内
延長理由			

通知日 年 月 日

会津大学教職員過半数代表者  
様

公立大学法人会津大学理事長

3.6 協定特別条項に基づく時間外労働延長通知書

このことについて、時間外労働及び休日労働に関する労使協定書第6条第1項に基づく時間外労働の延長が必要となりましたので、下記のとおり通知いたします。

なお、内容をご確認の上、時間外労働を命ずることに問題がなければ、確認の印をお願いいたします。

教職員 過半数代表者
印